

## 一時利用が想定される行催事等、団体例

- 開発途上国に対する国際協力に関連する行催事等：

1. JICA が行う国際協力事業に関連もしくは連携する行催事等（会議、講演会、研究会、行事等）
2. 国際協力の推進に貢献する団体が国際協力に関して行う行催事等
3. JICA と共催する各種国際協力関連事業、または JICA が後援する各種国際協力関連行事等
4. 公共性または公益性の高い事業を行う関係団体が実施する国際協力に関連する行催事等
5. 日本国内の社会課題解決へ貢献する団体が、多文化共生等に関して行う行催事等
6. JICA（原則として本部・国内機関）と契約または協定書・覚書等の締結の関係を有し、SDGs の達成に向けて取り組んでいる団体が行う行催事等

- 団体例：

1. 開発途上国を対象とした国際協力・国際交流活動を実施している団体
2. 日本国内の社会課題を解決すべく、多文化共生等の活動を実施している団体
3. JICA（原則として本部・国内機関）と契約または協定書・覚書等の締結の関係を有し、SDGs の達成に向けて取り組んでいる団体
  - ① コンサルタント等契約・一般契約の受注団体
  - ② JICA 開発大学院連携プログラム（JICA-DSP）のパートナー大学
  - ③ 研修員受入事業（日系社会研修等も含む）の受託団体
  - ④ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）の採択団体
  - ⑤ 草の根技術協力事業の受託団体（NGO/NPO、大学、自治体、公益法人等）
  - ⑥ NGO 等提案型プログラムの受託団体
  - ⑦ 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の採択団体・JICA 寄付事業への寄付団体
  - ⑧ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の受託企業・団体
  - ⑨ 上記あるいは上記以外の JICA と連携協定を有する組織・団体

上記のいずれかの団体であり、かつ、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号。以下「反社会的勢力への対応規程」という。）に定める反社会的勢力に該当しない団体。

参考：JICA ひろば団体登録規約ウェブサイト

[https://www.jica.go.jp/Resource/hiroba/about/exchange/registry/ku57pq000007gc66-att/index\\_agreement.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/hiroba/about/exchange/registry/ku57pq000007gc66-att/index_agreement.pdf)